

工場立地調整協議書

桜川市長 大塚 秀喜（以下「市長」という。） と 株式会社イズミモビリティサービス代表取締役 飯泉 健太郎（以下「事業者」という。）とは、桜川市土地利用基本条例（平成30年桜川市条例第33号）第4章に定める立地行為の調整の手続を経て合意に至った事項を証するため、同条例第18条の規定に基づき、この協議書を作成する。

(定義)

第1条 この協議書における用語の意義は、桜川市土地利用基本条例及び同条例第8条の規定により定められた立地調整指針（工場）（令和3年桜川市告示第69号。以下「指針」という。）の例による。

(適用の範囲)

第2条 この協議書は、下表の土地の区域（以下「事業区域」という。）において事業者が自己の業務の用に供する目的で行う立地行為及び当該立地行為の施行後に営む事業の内容について適用する。

所在及び地番	地 積
桜川市真壁町長岡字相の田257番3	406.00 m ²
桜川市真壁町長岡字相の田258番3	273.00 m ²
桜川市真壁町長岡字相の田1518番	183.53 m ²
合 計	862.53 m ²

(協議成立後初めて行う立地行為における工期の制限)

第3条 事業者は、この協議書の作成の基礎となった立地調整協議申出書に添付された図書に即して立地行為を施行し、令和4年3月31日までに当該立地行為に関する工事を完了しなければならない。ただし、市長と事業者とが工期の延長について合意した場合においては、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定による立地行為に関する工事を完了したときは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条の規定及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条又は同法第7条の2の規定による手続を経て、これらの規定による検査済証の写しを市長に提出しなければならない。

(公表資料)

(建築物の用途)

第4条 前条第1項の規定による立地行為の施行によって新たに生じさせる建築物の用途は、自動車修理工場とする。

2 前項の用途には、自動車整備業（以下「事業」という。）の運営上密接不可分な事務所、倉庫、車庫等を含み、住宅、店舗等事業の運営上密接不可分でないものは含まない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の用途には次に掲げるものを含まない。

- (1) 指針第2条第4項第1号の工場
- (2) 指針第2条第4項第3号アからウまでに掲げる施設
- (3) 建築基準法別表第2（ぬ）項第4号の建築物

(環境法令により特定された施設の設置の制限)

第5条 事業区域内には、指針第2条第4項第2号及び第6条各号に掲げる施設を設置してはならない。

(建築物の増改築等の制限)

第6条 第3条第2項の検査済証の交付があった後において、事業区域内における建築物の増築又は改築は、次に掲げる範囲内に限り行うことができる。

- (1) 建蔽率50%かつ容積率100%の範囲内であること。
- (2) 事業区域内における工場の延べ面積（事業区域内に2以上の工場が存するときはそれらの延べ面積の合計とし、工場以外の建築物が存するときはその延べ面積を含まない。）が500㎡以下であること。
- (3) 建築物の高さが10m以下であること。

2 第3条第2項の検査済証の交付があった後においては、事業区域内における建築物の用途を変更してはならない。

3 第3条第2項の検査済証の交付があった後においては、事業区域を2以上の敷地に分割してはならない。

(水の処理の制限)

第7条 工場廃水（工場の作業場から事業の運営に起因して生ずる廃水をいう。以下同じ。）は、油水分離後、油分にあつては産業廃棄物処理業者等に引き渡して処分し、水分にあつては雨水と合流した上で事業区域内に浸透枳を設置して処理する。

2 汚水及び雑排水（いずれも工場廃水を除く。）は、高度処理型浄化槽（茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年茨城県条例第56号）第21条の6第1項第3号の高度処理型浄化槽をいう。）で処理する。ただし、事業区域内で蒸発散処理を行う場合においては、この限りでない。

(公表資料)

3 前項ただし書の蒸発散処理を行うための装置は、次に掲げる条件に該当する場所に設置しなければならない。

- (1) 当該装置に対して雨水等が流入するおそれのない場所
- (2) 事業区域の外郭線まで1 m以上離隔のある場所
- (3) 建築物まで1 m以上離隔のある場所
- (4) 井戸まで30 m (深さ20 m以上の井戸にあっては、5 m) 以上離隔のある場所

(工場の操業時間の制限)

第8条 工場の操業時間は、午前9時から午後5時までとする。

(大型車両の発着時間の制限)

第9条 事業者は、大型車両（バス、トラック等車両の大きさに起因して周囲の視認性が乏しく、子供の飛出し等予測不能な事態への対処が困難な車両をいう。）を通学時間帯（午前7時から午前8時30分まで及び午後3時から午後6時までをいう。）に事業区域内に進入させ、又は事業区域内から発進させてはならない。

(顧客から預かった車両等の保管方法の制限)

第10条 事業者は、顧客から預かった車両、作業機械、部品等を建築物の内部に保管し、飛散、落下等による事故の防止を徹底するとともに、景観への配慮に努めなければならない。

(地域経済への配慮)

第11条 事業者は、工場の従業員等として桜川市民を雇用するよう努めるものとする。

2 事業者は、作業機械、部品等の調達について市内の店舗、事業所等から優先的にこれを行うよう努めるものとする。

(法人情報の変更の届出)

第12条 事業者は、下表の事項を変更したときは、遅滞なく法人情報変更届出書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

法人の名称	株式会社イイズミモビリティサービス
法人の代表者の氏名	飯泉 健太郎
法人の主たる事務所の所在地	茨城県桜川市真壁町長岡258番地3

(公表資料)

(事業の廃止の届出)

第13条 事業者は、事業区域において営む事業を廃止したときは、遅滞なく事業廃止届出書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第14条 市長は、この協議書の履行のために必要があると認めるときは、事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、事業者は正当な理由なくこれを拒んではならない。

(立入調査)

第15条 市長は、前条の規定による報告又は資料の提出を拒まれたときその他この協議書の履行のために特に必要があると認めるときは、市職員をして事業区域内を調査させることができる。この場合において、事業者は正当な理由なくこれを拒んではならない。

2 前項の調査を行う市職員は、当該調査中関係者から身分証の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

3 第1項の調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(協議書の廃止)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協議書を廃止することができる。

(1) 事業者が事業区域において営む事業を廃止したとき。

(2) 桜川市土地利用基本条例第26条の規定による勧告を行った場合において、事業者が正当な理由なくこれに従わないとき。

(3) 事業者が法令（告示を含む。）又は茨城県若しくは桜川市が定める条例若しくは規則その他の規程に現に違反し、かつ、その是正のために必要な措置が講ぜられる見込みがないとき。

2 市長は、この協議書を廃止しようとするときは、桜川市行政手続条例（平成17年桜川市条例第12号）第3章第2節及びこれに基づく規則の定めるところにより聴聞の手続を行わなければならない。ただし、事業廃止届出書の提出があった場合において、前項第1号に該当するものとしてこの協議書を廃止しようとするときは、この限りでない。

(公表資料)

(地位の承継)

第17条 桜川市土地利用基本条例第23条第1項の規定によりこの協議書に基づく地位を承継した者は、市長との間でこの協議書の例により新たな協議書を作成しなければならない。この場合において、新たな協議書が作成されるまでの間、この協議書の第2条、第3条及び第9条から前条までの規定中「事業者」とあるのは、「この協議書に基づく地位を承継した者」と読み替えるものとする。

2 市長は、桜川市土地利用基本条例第23条第2項の規定によりこの協議書に基づく地位を承継しようとする者が当該地位の承継と同時に自らとの間でこの協議書の例により新たな協議書を作成することが确实であると認められないときは、同項の規定による承諾をしてはならない。

(引用条項の解釈)

第18条 この協議書において引用されている法律、条例又は指針の条項（以下「引用条項」という。）については、これらの法律、条例又は指針の改廃による形式的な齟齬（以下「条項ずれ等」という。）が生じた場合においても、この協議書の作成の際現に有効であった当該引用条項と解する。

(協議書の保管及び公表の方法)

第19条 この協議書は2通を作成し、市長と事業者とがそれぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

2 市長は、前項の規定による記名押印の部分を除き、この協議書の内容を市公式ウェブサイト上で公表する。この場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公表の内容を適切に変更しなければならない。

- (1) 法人情報変更届出書の提出があったとき。
- (2) 引用条項に条項ずれ等が生じたとき。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

茨城県桜川市羽田 1 0 2 3 番地

桜川市長 大塚 秀喜

茨城県桜川市真壁町長岡 2 5 8 番地 3
株式会社イズミモビリティサービス
代表取締役 飯泉 健太郎

(公表資料)

別記様式第 1 号 (第 1 2 条関係)

法人情報変更届出書

年 月 日

桜川市長 様

法人の名称

法人の代表者の氏名

法人の主たる事務所の所在地

連絡先

工場立地調整協議書第 1 2 条の法人情報を変更しましたので、同条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

区 分	変 更 後	変 更 前
法人の 名 称		
代表者 の氏名		
主たる 事務所 の所在 地		
変 更 理 由		

(備 考)

上記の記載欄のうち「法人の名称」、「代表者の氏名」及び「主たる事務所の所在地」の欄は、変更に係る事項に該当するもののみ、当該変更の内容がわかるように変更前と変更後の内容を対照させて記載してください。

(公表資料)

別記様式第 2 号 (第 1 3 条関係)

事業廃止届出書

年 月 日

桜川市長 様

法人の名称

法人の代表者の氏名

法人の主たる事務所の所在地

連絡先

事業区域において営む事業を廃止しましたので、工場立地調整協議書第 1 3 条の規定により次のとおり届出をするとともに、同協議書の廃止を求めます。

事業廃止 年 月 日	年 月 日
事業を 廃止した 理 由	